

2025年2月12日

各位

上場会社名 **DIC株式会社**
代表者 代表取締役社長執行役員 池田 尚志
(コード番号 4631)
問合せ先責任者 コーポレートコミュニケーション部長 小峰 浩毅
(TEL 03-6733-3033)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD.様及び OASIS JAPAN STRATEGIC FUND LTD.様（以下「提案株主様」といいます。）より、2025年3月27日開催予定の第127期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の目的事項について、株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を受領いたしました。

これに対し、当社は、2025年2月12日開催の取締役会において、別紙1のとおり、社外取締役を含む全会一致で、本株主提案の議案に反対する旨を決議いたしましたので、お知らせします。

なお、提案株主様からは、3つの議案をご提案いただきましたが、別紙2に記載の「定款一部変更の件（関連当事者取引の報告及び監視に関する規定の新設）」以外の2つの議案につきましては、勧告的決議を求める議案であって、法令又は定款上の株主総会決議事項ではなく、株主提案の議案としては不適法であると判断したため、本定時株主総会には上程いたしません。

本株主提案の内容（本定時株主総会に上程しない議案を除きます。）については、別紙2をご参照ください。

以 上

本株主提案に対する当社取締役会の意見

1. 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案の議案に反対します。

2. 反対の理由

本議案は、当社の取締役会に対し、当社グループと関連当事者との間の取引について、取引開始時及び四半期ごとに報告を受け、適切に監視を行い、その妥当性について確認する旨の取締役会決議をすることを求めるとともに、当該規定における「関連当事者」に、当社の取締役を退任した者やその関連者（以下「取締役退任者等」といいます。）を含める旨を定款に規定する議案となっております。

当社は、会社計算規則第 112 条第 4 項で定義される「関連当事者」との取引について、担当部署において、近隣相場の調査や関連当事者各社の競合他社との取引条件との比較、価格変動の要因の分析等を慎重に行い、取引条件の適切性について慎重に検証を行うとともに、内部統制部及び監査役による監査も行っております。また、関連当事者取引の検証結果については、年 1 回その概要を取締役に報告しており、関連当事者取引に関する適切な監視、監督を既に実施しております。このような実態を踏まえ、有価証券報告書においては、関連当事者取引の「取引条件及び取引条件の決定方針等」として、近隣の相場を勘案した又は独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っている旨を記載しており、また、コーポレートガバナンス報告書では、「取引開始時及び定期的に独立第三者との取引条件と比較するなど所定の手続を経て、公正妥当な条件で行われていることの報告を受け監視を行」っている旨を記載しております。

このように、当社は既に関連当事者取引に関して、担当部署による取引内容の確認、内部統制部及び監査役による監査、その結果の取締役会への報告及び取締役会による適切な監視・監督を実施しておりますので、あえて本議案のような義務を会社の根本規則である定款に規定する必要はありません。

また、「関連当事者」の範囲に取締役退任者等を含めることを求める部分についても、「関連当事者」の範囲は会社計算規則で明確に規定されており、これは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 17 項の規定にならって規定されたものであって、あえてこれらの規則の定めと異なる範囲に関連当事者の意義を拡張する必要性は認められません。提案株主様の提案理由にも、関連当事者の範囲を拡張する必要性については何ら言及されておられません。

なお、提案株主様は、提案理由において、当社が裁判手続において、大日製罐及び日辰貿易の両社との関連当事者取引に係る議事録が存在しないと主張したと述べています。しかし、同裁判手続において提案株主様が開示を求めている取締役会議事録は、上記 2 社との間の取引に関する「議論及び決定に関する部分」であり、すなわち、当該取引を取締役会が承認する内容の取締役会議事録の開示を求めるものでした。当社が行った上記 2 社との間の取引は、その取引規模、内容等において、個別に取締役会の承認を要するものではなかったことから、該当する議事録は存在しないと回答したに過ぎません。当社としては、関連当事者取引のうち取締役会の承認が必要なものについては、当社社内ルールに従って適切に取締役会に上程し、その承認を得ております。当社としては、提案株主様が申し立てた裁判手続については、引き続き適切に対応し、当社の主張の妥当性・正当性を裁判所に主張して参ります。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

株主提案の内容

※ 提案株主様から提出された株主提案書の該当箇所（不適法として取り上げなかった議案を除きます。）を、形式面の調整のみを加えて、原文のまま掲載しております。

議題：定款一部変更の件（関連当事者取引の報告及び監視に関する規定の新設）

(1) 議案の要領

（下線部分は変更箇所を示しています）

現行定款	変更案
<p>（新設）</p>	<p>第 8 章 <u>関連当事者取引の報告及び監視</u> <u>（関連当事者取引の報告及び監視）</u> 第 42 条 <u>取締役会は、当会社グループの関連当事者との取引に関し、取引開始時及び四半期ごとに、独立第三者との取引条件と比較するなど所定の手続を経て、公正妥当な条件で行われていることの報告を受け、関連当事者取引について適切に監視を行い、その妥当性について取締役会決議をもって確認するものとする。</u> <u>ただし、関連当事者には当社の取締役を退任した者やその近親者、そしてこれらの者が実質的に支配する法人を含むものとする。</u></p>

(2) 提案の理由

提案株主は、当社の有価証券報告書に記載されている大日製罐、日辰貿易といった関連当事会社との取引の適切性に疑義を有し、当該関連当事者取引の議論に関連する当社の取締役会議事録の閲覧謄写を求め、裁判所へ申立てを行った。

ところが、当社コーポレートガバナンス報告書では「取締役会は、当社グループの関連当事者との取引に関して、取引開始時及び定期的に独立第三者との取引条件と比較するなど所定の手続を経て、公正妥当な条件で行われていることの報告を受け監視を行います。」と開示していたにもかかわらず、裁判所手続では、一転、上記両社との関連当事者取引に係る議事録は存在しないと主張し、取締役会による適切な監視がなされていない疑義があることが明らかとなった。

関連当事者取引は、当社の利益を犠牲にして関連当事会社を利させるおそれを内包しており、当社の利益保護のためには適切にこれを監視する必要があることから本議案を上程する。